

府 共 第 1 1 5 号
平成22年3月31日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター担当部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課長

配偶者暴力相談支援センターにおける交際相手からの暴力に関する相談の
取り扱いについて

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、配偶者暴力相談支援センターでは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第3条に基づき、配偶者からの暴力に関する相談に御対応いただいているところですが、内閣府の調査によると、女性の7人に1人が交際相手からの暴力被害を受けた経験があるなど深刻な状況であることから、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点から、交際相手からの暴力被害を受けた者からの相談があった場合にも、積極的に対応していただきたく、よろしく願いいたします。

併せて、貴管下の市町村の配偶者暴力相談支援センターへの周知につきましてもよろしく願いいたします。